



栃木県公報

令和3(2021)年
6月29日(火)
号外
第40号

目次

規 則

○栃木県行政組織規程の一部改正..... 1

規 則

栃木県規則第三十七号

栃木県行政組織規程の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年六月二十九日

栃木県知事 福田 富一

栃木県行政組織規程の一部を改正する規則

栃木県行政組織規程(昭和二十九年栃木県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>(課、室、班及び担当)</p> <p>第九条 栃木県部設置条例に定める各部の下に、次の表の上欄に掲げる課及び室を置き、課及び室の下にそれぞれ同表の下欄に掲げる班及び担当を置く。</p> <p>一 四 略</p> <p>五 保健福祉部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課・室名</th> <th>班・担当名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>感染症対策課</td> <td>感染症対策担当、<u>新型コロナウイルス対策推進担当</u>、<u>ワクチン接種推進班</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>六 八 略</p> <p>2 略</p>	課・室名	班・担当名	略		感染症対策課	感染症対策担当、 <u>新型コロナウイルス対策推進担当</u> 、 <u>ワクチン接種推進班</u>	略		<p>(課、室、班及び担当)</p> <p>第九条 栃木県部設置条例に定める各部の下に、次の表の上欄に掲げる課及び室を置き、課及び室の下にそれぞれ同表の下欄に掲げる班及び担当を置く。</p> <p>一 四 略</p> <p>五 保健福祉部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課・室名</th> <th>班・担当名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>感染症対策課</td> <td>感染症対策担当、<u>新型コロナウイルス対策推進担当</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>六 八 略</p> <p>2 略</p>	課・室名	班・担当名	略		感染症対策課	感染症対策担当、 <u>新型コロナウイルス対策推進担当</u>	略	
課・室名	班・担当名																
略																	
感染症対策課	感染症対策担当、 <u>新型コロナウイルス対策推進担当</u> 、 <u>ワクチン接種推進班</u>																
略																	
課・室名	班・担当名																
略																	
感染症対策課	感染症対策担当、 <u>新型コロナウイルス対策推進担当</u>																
略																	

附 則

この規則は、令和三年七月一日から施行する。

(人事課)